

笠間市議会議会運営委員会記録

令和8年2月18日 午後1時56分開会

出席委員

委員長	村上寿之君
副委員長	安見貴志君
委員	河原井信之君
〃	益子康子君
〃	田村泰之君
〃	西山猛君
〃	大貫千尋君

欠席委員

なし

委員以外の出席議員

議長	畑岡洋二君
----	-------

出席説明員

総務部長	瀬谷昌巳君
------	-------

出席議会事務局職員

議会事務局長	山田正巳
議会事務局次長	石井謙
次長補佐	鶴田貴子
主査	上馬健介
係長	神長利久

議事日程

令和8年2月18日（水曜日）
午後1時56分開会

- 1 開会
- 2 案件

(1) 令和8年第1回笠間市議会定例会について

(2) その他

午後1時56分開会

○村上委員長 議会運営委員会委員の皆様及び議長におかれましては、会議に御出席を賜りありがとうございます。

本日は令和8年第1回笠間市議会定例会の提出議案及び会期日程並びに議案等の取扱いについてなどの協議をお願いしたく、会議を開いた次第であります。

よろしく願いいたします。

○村上委員長 まず初めに、内桶委員につきましては、1月31日をもって議員辞職いたしましたので、議会運営委員会は欠員となっておりますことを御報告申し上げます。

ただいまの出席委員は7名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

委員以外に議長、議会事務局より局長、次長、次長補佐、主査、係長が出席しております。

本日の会議の記録は書記の次長補佐をお願いいたします。

また、傍聴の申出がありましたので御報告いたします。

○村上委員長 それでは会議に先立ち議長より挨拶をお願いいたします。

○畑岡議長 皆さんお忙しいところ議会運営委員会に集まり頂きましてありがとうございます。いま委員長のほうからありましたように、1月31日付で、内桶議員が辞職したということに対して、議会の体制で、議会運営委員会も欠員が出たように議会として欠員が出ましたので、その辺を議会運営委員会として、どのようにするかということが一つと、もう一つが令和8年第1回定例会の運営についてということでございます。

どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

○村上委員長 ありがとうございます。

〔議長 退席〕

○村上委員長 それではこれより協議事項に入ります。

初めに、(1) 議会運営委員会委員の欠員の取扱いについてを議題といたします。

事務局より説明願います。事務局次長石井謙君。

○石井議会事務局次長 議会運営委員会委員の欠員の取扱いについて御説明いたします。

1月31日付で内桶議員が辞職したことに伴いまして、議会運営委員会が1名欠員となっている状況でございます。委員会条例第8条第1項の規定によりますと、選任事由が生じたときは議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が委員を選任

することができますと規定されております。選任事由が生じている状況にあると思われま
すので、御協議を頂きたいと思えます。

以上です。

○村上委員長 暫時休憩いたします。

午後 1 時 5 9 分休憩

午後 2 時 0 8 分再開

○村上委員長 休憩を解きまして協議を再開いたします。

今回の委員の選出につきましては、総務企画委員会から 1 人出して頂くということで、
皆さん御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 異議なしと認め、そのように決したいと思えます。

総務企画委員から 1 人出して頂くということで、よろしくお願ひしたいと思えます。

○山田議会事務局長 これにつきましては、明後日の全員協議会で、委員長のほうから話
して頂いて諮るような感じでよろしいでしょうか。

○村上委員長 はい。一応。

〔「この委員会のことなのだよ。何で全協に諮るの」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 委員長報告でそう決めましたということで、すいませんよろしくお願ひし
たいと思えます。

総務企画委員会ということに決したいと思えます。

よろしくお願ひしたいと思えます。

次に、(2) 常任委員会の欠員の取扱いについてを議題といたします。

事務局より説明願ひます。石井次長。

○石井議会事務局次長 常任委員会委員の欠員の取扱いについて御説明いたします。

常任委員会につきましても、内桶議員が所属しておりました総務企画委員会は、定数 7
名のところ 1 名欠員、また、予算決算委員会についても定数 21 名のところを 1 名欠員と
なっております。4 月に予定しております市議会議員補欠選挙において 1 名の議員が決定
された場合、新たな 1 名の議員の委員選任につきまして御協議頂きたいと思えます。なお、
予算決算委員会につきましては、定数 21 名で議長以外の全ての議員となりますので、当
選された方が予算決算委員会に所属するということとなります。

以上でございます。

○村上委員長 ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 1 1 分休憩

午後 2 時 1 1 分再開

○村上委員長 休憩を取戻します。

田村委員からありましたように、補選で当選した議員が総務企画委員会に所属するということが皆さんよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 御異議なしと認め、そのようそのように決しました。

次に、今回の欠員に関して、新たな議員が決定するまでの間、本会議場の議席 8 番及び、全員協議会室の席は空席としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 御異議御異議なしと認め、そのように決しました。

以上の協議結果については、20 日の全員協議会において委員会から報告したいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 それでは、全員協議会で御報告いたします。よろしくお願いします。

ここで執行部、総務部長の入室を許可します。

お願いします。

〔総務部長入室〕

○村上委員長 次に、令和 8 年第 1 回笠間市議会定例会についてを議題といたします。

初めに①令和 8 年第 1 回笠間市議会定例会の招集告示についてであります。資料のとおり、本日招集告示がされました。

次に、②提出議案等について、総務部長より説明願います。

総務部長瀬谷昌巳君。

○瀬谷総務部長 令和 8 年第 1 回定例会には、資料一覧のとおり、報告 1 件、諮問 5 件、議案 27 件の合わせて 33 提案を予定しております。

それぞれの内容について概略を御説明させていただきます。

提案 1 の報告、専決処分の承認を求めることについて、令和 7 年度笠間市一般会計補正予算（第 9 号）は、笠間市議会議員補欠選挙に伴う選挙費の補正でございます。専決日は令和 8 年 2 月 2 日とし、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により議会に報告し承認を求めらるものでございます。

提案 2 の諮問、審査請求に関する諮問については、下水道使用料を請求した処分についての審査請求に対する裁決に当たり、この審査請求を棄却とすることについて、地方自治法第 229 条第 2 項の規定により議会に諮問するものでございます。

提案 3 から提案 6 までの諮問、人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについては、令和 8 年 6 月 30 日をもって 4 名が任期満了を迎え、次期候補者を法務大臣に推薦す

るため、人権擁護委員法の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

提案7の議案、笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、令和7年人事院勧告に準じ給与改定を実施するもので、初任給をはじめ、若年層に重点を置き、全ての職員を対象に引き上げるもので、1級では5.2%、全体では3.3%の引上げとなり、さらに期末勤勉手当を0.05月引き上げるなど、関係条例の一部を改正するものです。なお、当該案件は、3月19日事務執行の予定となっております。補正予算と同日の議決でお願いしたいと考えております。

提案8の議案、笠間市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、当市の非常勤特別職の中で、各種審議会などの委員の報酬について、合併以来長年にわたり報酬額の改定が行われていないため、また、昨今の物価上昇などを踏まえまして、報酬額の見直しを行うため、所要の改正を行うものでございます。

提案9の議案、笠間市介護保険条例の一部を改正する条例については、令和8年度介護保険料に係る特例減免を実施するため、所要の改正を行うもので、令和7年度税制改正に伴い、介護保険料の算定上、住民税課税とみなされた場合に、令和8年度も引き続き住民税非課税者として判定する段階まで減免できるよう改正するものでございます。

提案中10議案、笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例については、令和7年度税制改正により、県の医療福祉対策要綱及び医療福祉対策実施要領の一部改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

提案11の議案、石の100年間の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、限りある予算の効率的な運用に向け、来館者実績等を考慮した結果、従来の休館日である月曜日に加え、来館者が少ない火曜水曜を追加する改定を行うものでございます。

提案12の議案、北山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、このたび、公園施設のローラー滑り台を撤去したことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

提案13の議案、笠間市水道事業給水条例等の一部を改正する条例については、災害その他非常の場合において、宅内配管の復旧に対応する業者を確保するため、他の水道事業者、他市町村が指定した給水装置工事業者による給水設置工事、排水設備工事等の実施を可能とする改正を行うものでございます。

提案14の議案、笠間市消防団員の任免定員服務等に関する条例及び笠間市非常勤消防職員に関わる退職金報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、令和8年4月1日から、機能別消防団員の本格導入及び近年の消防団員数の減少を受けて消防団員定数の見直しを図るため、所要の改正をするものでございます。

提案15号の議案、笠間市火災予防条例の一部を改正する条例については、対象火気施

設等の位置構造及び管理並びに対象火気器具取扱いに関する条例の制定基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

提案 16 から提案 24 の議案、令和 7 年度笠間市一般会計補正予算（第 10 号）から、令和 7 年度笠間市下水道事業会計補正予算（第 3 号）までの 9 会計の予算については、国県補助金などの確定や事業の執行の見込みなどにより、それぞれ予算の補正を行うものでございます。

提案 25 から提案 33 までの議案、令和 8 年度笠間市一般会計補正予算から令和 8 年度笠間市下水道事業会計予算は、9 会計の当初予算について提案するものでございます。

以上で説明を終わります。

○村上委員長 以上で説明が終わりました。

議案等の取扱いについて、質疑等ありましたら挙手によりお願いいたします。

何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 ないようでしたら、これで了承願います。

次に、③会期日程（案）について事務局より説明願います。

事務局次長石井謙君、よろしくお願います。

○石井議会事務局次長 令和 8 年第 1 回笠間市議会定例会会期日程（案）について御説明いたします。タブレット資料の 03、令和 8 年第 1 回定例会会期日程（案）を御覧頂きたいと思えます。

前回の議会運営委員会や全協でもお示ししたとおり、会期は 2 月 25 日水曜日から 3 月 19 日木曜までの 23 日間としております。

請願陳情につきましては、郵送による陳情が 1 件でございました。

一般質問の通告締切りは、初日 2 月 25 日の正午。議案質疑及び予算決算委員会での補正予算総括質疑の通告の締切りは同日午後 5 時まで。新年度予算の総括質疑通告の締切りは 3 月 11 日の正午。討論の通告締切りは 3 月 18 日の正午までとなります。

2 月 27 日は、本会議前に常任委員会を開催いたします。まず、笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての議案につきましては、先ほど総務部長から説明ありましたけども、今年度の人勧実施に伴う給与改定でございます。会期の最終日より前に議決頂く必要があるということで、付託される総務企画委員会で審査を行い、午後の本会議で採決を予定しております。また、補正予算に関する議案につきましては、付託される予算決算委員会において、午前中に分科会を開催し、続いて午後に全体会、その後、本会議を開催して採決を予定しております。本会議終了後には、議会運営委員会を開催し、一般質問の発言順番等について協議をお願いいたします。

なお、3 月 11 日から 13 日の 3 日間を一般質問といたします。

説明は以上です。

○村上委員長 以上で説明が終わりました。

この件については、先月の全協で御報告し、了承を得ているところでありますが改めてお諮りいたします。

会期日程（案）について、この通り決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 御異議なしと認め、このように決しました。

なお、ただいま決定いたしました会期日程（案）につきましては、第1回定例会において委員会から報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、④議案等の取扱いについて、事務局より説明願います。

事務局次長石井謙君、よろしくお願いいたします。

○石井議会事務局次長 議案等の取扱いについて説明をいたします。まず第1日なります。タブレット資料の04、議事日程第1号を御覧ください。

日程第1、会議録署名議員の指名について、今回は議席番号14番石井栄議員と15番飯田正憲議員となります。

日程第2、会期の決定については、議会運営委員会村上委員長から会期日程について報告を受けまして、2月25日から3月19日までの23日間とする会期の決定を行います。

日程第3、諸般の報告については、内桶議員の議員辞職について、1月31日付で辞職を許可いたしましたことを報告いたします。また、閉会中である2月16日に実施されました茨城県市議会議長会主催の令和7年度第2回議員研修会への議員派遣について報告をいたします。

日程第4、施政方針についてですが、市長より施政方針の報告がございます。

日程第5、選挙第1号、茨城県中央環境衛生組合議会議員の選挙については、改正により、

○村上委員長 日程がずれていますよ。施政方針が日程第5になっている。

○石井議会事務局次長 失礼しました。資料のほうで、請願陳情が日程第4になっておりますが、請願陳情につきましては、議長預かりという案件になりましたので、ここは番号をつめさせて頂きたいと思います。

○村上委員長 暫時休憩します。

午後2時26分休憩

午後2時26分再開

○村上委員長 休憩を取戻して協議を再開いたします。

石井次長よろしくお願いいたします。

○石井議会事務局次長 それでは番号をつめて説明をさせていただきます。大変申し訳ありません。

日程第5、選挙第1号、茨城県中央環境衛生組合議会議員の選挙については、改選により、

議会議員の選出に伴う選挙を行うものです。なお、選挙の方法は20日の全協で御協議頂きます。

日程第6、報告第2号、専決処分の承認を求めることについて、令和7年度笠間市一般会計補正予算（第9号）につきましては、提案理由の説明の後、即決でお願いしたいと思います。なお、即決議案につきましては、別に掲載させて頂いておりますタブレット資料の05、即決議案一覧表を御覧頂きたいと思います。

日程第7、諮問第1号審査請求に関する諮問についてにつきましては、執行部から提案理由の説明がございします。

日程第8、諮問第2号から諮問第5号人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについては即決議案となります。

日程第9、議案第2号の笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、執行部からの提案理由の説明を受け、議案に対する質疑の後、タブレット資料の06議案付託区分表のとおり総務企画委員会に付託いたします。

日程第10、議案第3号笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第17、議案第10号の笠間市火災予防条例の一部を改正する条例についてまでの9議案については、執行部からの提案理由の説明がございします。

日程第18、議案第11号令和7年度笠間市一般会計補正予算（第10号）から議案第19号令和7年度笠間市下水道事業会計補正予算（第3号）までの9件につきましては、執行部からの提案理由の説明を受け、議案に対する質疑の後、補正予算審査のため、タブレット資料06の議案議案付託区分表（2月25日分）のとおり予算決算委員会に付託いたします。

日程第19、議案第20号の令和8年度笠間市一般会計予算から議案第28号の令和8年度笠間市下水道会計予算までの9議案につきましては、執行部からの提案理由の説明がございします。

初日の議事日程は以上でございします。

2日目になります。続いてタブレット資料07議事日程第2号を御覧頂きたいと思います。

日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会期中につきましては、会議録署名議員に変更はございしません。

日程第2、議案第2号笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、初日に付託される総務企画委員会終了後、審査及び結果について委員長報告の後、質疑討論採決を行います。

日程第3、諮問第1号審査請求に関する諮問についてから、議案第10号笠間市火災予防条例の一部を改正する条例についてまでの9議案につきましては、議案質疑の後タブレ

ット資料 08 議案付託区分表（2月27日）のとおり常任委員会に付託をいたします。

日程第4、議案第11号令和7年度笠間市一般会計補正予算（第10号）から議案第19号令和7年度笠間市下水道事業会計補正予算（第3号）までの9議案につきましては、初日に付託される予算決算委員会の終了後、予算決算委員会の審査及び結果について委員長報告の後、質疑討論採決を行います。

日程第5、議案第20号令和8年度笠間市一般会計予算から議案第28号令和8年度笠間市下水道事業会計予算までの各会計の新年度予算9議案につきましては、タブレット資料08議案付託区分表（2月27日）のとおり予算決算委員会に付託いたします。

説明は以上となります。

○村上委員長 以上で説明が終わりました。

議案等の取扱いについて、何かありましたら挙手によりお願いいたします。

何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 なければ質疑を終了します。

お諮りいたします。

議案等の取扱いについては、ただいまの説明のとおり決したいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 御異議なしと認め、このように決しました。

次に、⑤請願陳情について事務局より説明願います。

石井次長お願いします。

○石井議会事務局次長 請願陳情について説明をさせていただきます。タブレット資料09請願陳情文書表を御覧頂きたいと思っております。

今回陳情が1件提出されております。陳情第8-1号 mRNA ワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書については、郵送による提出であり、申合せ事項第145条の1に基づき、委員会には付託せず、議長預かりとなるものと思われま

す。

説明は以上です。

○村上委員長 以上で説明が終わりました。

請願陳情の取扱いについて、質疑等ありましたら挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 なければ質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

請願陳情については、ただいまの説明のとおり決したいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 異議なしと認め、そのように決しました。

その他、執行部で案件報告事項等がなければここで退席願います。

○瀬谷総務部長 特にございませぬ。

○村上委員長 退席をお願いします。

〔総務部長退席〕

○村上委員長 次に、（４）その他です。

笠間市議会情報セキュリティ基本方針及び笠間市議会情報セキュリティ委員会要綱の策定について、事務局より内容について説明願います。

石井次長をお願いします。

○石井議会事務局次長 タブレット資料 12 番、13 番が、規程、要綱となっております。こちらを御覧ください。

令和 6 年 6 月 26 日に公布されました。地方自治法の一部を改正する法律の規定により、地方自治法第 244 条の 6 の規定が新設されまして、普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、サイバーセキュリティを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な措置を講じなければならないものとされております。笠間市においては、笠間市情報セキュリティ基本方針を定める規程及び笠間市情報セキュリティ委員会要綱を定めているところでございます。それを踏まえて、市議会においても別添の、先ほどの 12 番 13 番の資料のとおり、笠間市議会情報セキュリティ基本方針を定める規程及び笠間市議会情報セキュリティ委員会要綱の案を定めまして、サイバーセキュリティの確保を図ってまいりたいと考えております。基本方針の内容につきましては、目的、定義、情報セキュリティ対策や組織体制などを定めたものでございます。また、委員会要綱につきましては、基本方針第 6 条の規定による組織体制を定めたものとなります。この件につきましては、20 日の全員協議会においても報告し、御意見を頂いたものを参考にして策定を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○村上委員長 以上で説明が終わりました。

この件について、御意見お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 とくにないようですね。

ではただいまのとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 異議なしと認めそのように決しました。

その他でございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 なければ、以上で議会運営委員会を閉会いたします。なお、次回の議会運営委員会は、2月27日金曜日、本会議終了後に開催いたしますので、御承知お願いいたします。大変お疲れさまでした。

午後2時35分閉会